岡山労働局発表

令和6年9月2日

岡山労働局労働基準部賃金室 賃金室長 三 村 典 代 賃金指導官 中 本 弘 一 電話 (086) 225-2014 (直通)

## 令和6年10月2日から 岡山県最低賃金982円(時間額)に改定!

1 岡山県内の全産業、全労働者に適用される岡山県最低賃金を以下のとおり改定します。

	改定後	改定日	改定前	引上げ額	引上げ率
時間額	982円	令和6年10月2日	9 3 2 円	5 0 円	5. 36%

- 2 次の賃金は、最低賃金の対象から除外されます。
  - ① 精皆勤手当·通勤手当·家族手当
  - ② 時間外手当·休日手当·深夜手当
  - ③ 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
  - ④ 1月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与等)



## 3 参考

(1)過去5年間の引上げ状況

	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
最賃額	833 円	834 円	862 円	892 円	932 円
引上げ額	26 円	1 円	28 円	30 円	40 円
引上げ率	3.22%	0.12%	3.36%	3.48%	4.48%

引上げ額 50 円は、最低賃金を時間額で示す方式となった平成 14 年以降において、過去最大の引上げ額、引上げ率となっています。

今回の改定により、県内 100 人未満の事業所において、6万6千人超に影響することとなります(令和6年最低賃金に関する基礎調査より)。

(2) 中小企業・小規模事業者への支援

中小・小規模事業者の生産性向上、賃金を引き上げやすい環境整備の 支援策として、業務改善助成金の利用勧奨等を実施しています。